

館山市地域おこし協力隊（リノベーションまちづくり推進業務）募集要領

館山市は、近年、人口減少と少子高齢化の進展、若年層の流出など、日本全体が抱える構造的な人口問題により、自治体そのものの持続性・継続性が危ぶまれています。

このような中、館山市における中心市街地の課題を踏まえ、エリアの価値の向上に向けて空き店舗等の資源を活用し、リノベーション（物件の価値を高めるための改修）による空き店舗の解消を行い、地域外から新たな視点や斬新なアイデア・能力を有する人材を受け入れたいと考えました。

また、新事業展開の実現可能性を探りつつ、地域活性につながる取組をしていただく意欲ある地域おこし協力隊員を募集します。

1．募集人数

地域おこし協力隊員（リノベーションまちづくり推進業務協力隊員） 1名

2．隊員の活動

隊員は、地域おこし協力隊として、リノベーションまちづくりの推進に関し、次に掲げる活動を行うものとしします。ただし、活動の方向性については、館山市と隊員が協議の上、決定します。

（1）リノベーションまちづくり推進業務委託先事業者との連携・協力

リノベーションまちづくり構想（ビジョン）の策定

リノベーションまちづくり講演会の開催

起業支援に係る官民連携事業

地元高校生とのまちづくり事業

空き店舗等活用ワークショップ

地元町内会や地元商店会等との共同事業

館山駅東口駐輪場跡地の利活用事業

（2）空き店舗等の情報収集と情報発信

（3）空き店舗等のリノベーション実践

（4）地域住民、地域関係団体、館山リノベーションまちづくり実行委員会等との連携・協力

（5）その他、地域振興に係る活動で、特に市長が必要と認めたもの

3．募集条件

以下（1）～（11）のすべてに該当する方

（1）令和4年4月1日現在で、原則20歳以上65歳未満の方

（2）心身共に健康で、誠実に業務を行うことができる方

（3）現在、三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、半島等の地域に該当しない市町村）に在住し、隊員として採用された場合、館山市に生活拠点を移し、住

民票を異動できる方

- (4) 協力隊活動終了後、館山市に定住する意思のある方
- (5) 基本的なパソコン操作（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）ができる方
- (6) インターネットや SNS を活用した情報発信ができる方
- (7) 市職員や地域住民、事業者、関連団体と積極的に関わり、意欲的に関係を築こうと努力できる方
- (8) まちづくり、建築業界に従事したことがある方など、リノベーションまちづくりの推進に有用な知見や経験等をお持ちの方
- (9) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 86 号）第 16 条の欠格条項に該当しない方

4．任期

委嘱日から令和 5 年 3 月 31 日まで

（委嘱日は令和 4 年 10 月 3 日を予定していますが、委嘱予定者と協議の上決定します。）
年度単位で更新し、最長で 3 年間（36 か月間）継続可能とします。その際には、毎年度面接により成果等を検証し、継続更新についての判断を行うものとします。

ただし、協力隊員にふさわしくないと判断した場合は、任期中であっても委嘱を取り消す場合があります。

5．活動拠点及び活動地域

活動拠点を館山市役所経済観光部雇用商工課（館山市館山 1564-1）とし、活動地域は市内全域とします。

6．任用形態

館山市地域おこし協力隊（リノベーションまちづくり推進業務）要綱に基づき、館山市長が委嘱します。

なお、隊員は館山市の委嘱を受け、守秘義務に関する契約等を締結した上で諸活動を行い、その活動の対価として、報酬の支払いを受けるものとし、隊員と館山市との間に雇用契約は存在しないものとします。

7．活動時間、活動日数、休暇等

- (1) 活動時間は、原則として 1 日 7 時間 45 分とします。
- (2) 活動日数は、原則として 1 か月 20 日間とします。
- (3) 休暇日は、館山市と協議の上、決定します。
- (4) 年末年始や年次休暇など、別に定める休暇の原因に対しては、報償の支給対象休暇とすることができます。
- (5) その他、活動日時、休暇等の詳細は、都度、館山市と協議の上、決定するものとします。

8．報償費等

報償費（月額） 233,000 円

毎月、活動月の翌月 21 日までに支給します。

隊員と館山市とは雇用契約を結ばないため、各種手当・賞与等の支給はありません。
また、所定の活動時間を下回った場合は、その分の報償を減額することがあります。

9．待遇・福利厚生

- (1) 隊員と館山市とは雇用契約を結ばないため、健康保険・国民年金等は自己負担となります。
- (2) 住居はご本人でご用意いただきます。（物件探し等は相談に乗ります。）
ただし、月額 5 万円を上限に、生活支援としての住居費を、予算の範囲内で市が補助します。
- (3) 引っ越しにかかる費用や生活に必要な費用（水道光熱費、食費、生活備品購入費等）などは自己負担となります。
- (4) その他、活動に関連する諸経費（車両借上料、傷害保険料、出張旅費、研修負担金等）は、活動費として予算の範囲内で市が補助します。
- (5) 活動内容に関係がある場合や、活動に支障が無い範囲においては、兼業をすることや個人事業の運営や副業等ができます。

10．応募手続き

(1) 応募方法

次の提出書類を下記応募先まで、郵送又は持参してください。

提出された応募書類は返却いたしません。

館山市地域おこし協力隊（リノベーションまちづくり推進業務協力隊）

応募用紙（別紙様式）：必要事項記載

履歴書：書式は任意。写真（6 か月以内撮影・上半身・無帽・正面）貼付必須。

住民票

(2) 応募受付期限

令和 4 年 8 月 31 日（水）午後 5 時必着

(3) 選考

第 1 次選考：書類審査の上、文書で結果を通知します。

第 2 次選考：第 1 次選考合格者を対象に面接等を行います。日時及び会場等の詳細は、第 1 次選考結果通知の際にお知らせします。最終結果は文書又はメールで通知します。

応募にかかる費用（書類郵送代、交通費、宿泊費等）はすべて応募者の負担となります。

11. その他注意事項

- (1) 住民票の異動は、必ず委嘱日以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると、応募対象者でなくなり、採用取り消しとなる場合があります。
- (2) 選考において、適当と思われる応募者がいなかった場合は、募集人数に係わらず、本募集期間において、「採用者なし」とすることがあります。また、その場合は、再度の募集を行う場合があります。予めご了承ください。

応募・問合せ先

館山市経済観光部雇用商工課雇用定住係

〒294-0036

千葉県館山市館山 1564-1

TEL 0470-22-3136

FAX 0470-24-2404

Eメール shoukan@city.tateyama.chiba.jp